

平成28年度
多久市元気プロジェクト開業支援事業
改装費補助支援募集要綱

一般社団法人 たく21

募集店舗

多久市内に居住する人々の日常の買い物や賑わい創出に貢献できるような店舗、業種でたく21が特に必要と認めた店舗等を募集します。

※具体的な例：衣料品店、食料品店、日用品店、飲食店、趣味の店、専門店、雑貨店、アトリエ等

お申込み方法

申請書類を「一般社団法人たく21」の窓口までご持参ください。募集要項・申請書類は、「一般社団法人たく21」のホームページよりダウンロードできます。

※申請書類の書き方はスタッフが相談にのりますので、初めての方でも安心です。

出店場所

多久市内のエリアの空き店舗や倉庫等。ただし、一定程度の商店が連なる地区の空き店舗や倉庫等を優先的に対象とする

例) 京町商店街・都通り商店街・中多久マーケット・東多久駅前通り

募集期限

平成29年2月15日(水)

補助対象経費

店舗改装費

※開店に必要な工事費(内装、外装、空調、水回り設備等)とします。ただし、什器や材料の購入は含みません。

補助額

対象経費の1/2以内 ※但し、100万円を限度とします。

選定方法

後日、選考会により決定します。

選考委員(一社)たく21、多久市商工会、多久市役所、多久市まちづくり協議会

お問合せ先

一般社団法人たく21

TEL 0952-20-2203 FAX 0952-20-2204

HP <http://www.aiparet.com>

1 本事業の概要

(1) 趣旨

多久市は佐賀県の中心に位置し高速道路のICもあり、利便性の高い地域です。しかしながら、消費者の行動範囲の拡大、大規模商業施設の立地緩和等を主要因として、大型商業施設が郊外に展開し、市内の個人店舗については、売上げの減少や後継者不在のため閉店せざるを得ない状況となり商店街の空洞化が進んでいます。

一般社団法人たく21（以下「たく21」といいます。）では、街なかに賑わいを創出し活性化の向上を図るため、市内における空き店舗情報を収集し、空き店舗情報や街なかの魅力を情報誌や『あいばれっと』ホームページ等で市内外に発信し、出店意欲旺盛で起業を検討している方に開業支援を行う多久市元気プロジェクト（以下「本事業」という。）に取り組んでいます。

本事業の実施により、多久市の活性化に資し、賑わいを取り戻す一助となればと考えています。

(2) 支援内容

本事業は、多久市元気プロジェクト開業支援事業改装費補助支援募集要綱に基づき実施するもので、その支援内容等は次のとおりです。

①支援額

本事業の対象となる空き店舗、空き倉庫等に出店するときの店舗改装費を下記のとおり補助します。

【補助対象経費】

○店舗改装費

※開店に必要な工事費（内装、外装、空調、水回り設備等）とします。ただし、備品、什器や機材の購入費等は対象となりません。

○補助対象額：100万円を限度とします。※補助対象経費の1/2以内の額

②募集対象エリア

本事業の募集対象エリアは、多久市内とします。ただし、一定程度の商店が連なる地区の空き店舗等を優先的に対象とする。

例) 京町商店街・都通り商店街・中多久マーケット・東多久駅前通り

(3) 募集店舗

多久市内の賑わい創出に貢献できるような次のような店舗を募集します。

①多久市内に居住する人々の日常の買い物行動に対応する店舗等

②郊外のショッピングセンターには無いような特徴のある物販やサービスを行う店舗等

③多久市内の活性化に寄与する業種で、市長もしくはたく21の代表理事が特に必要と認めた店舗等

【具体例】衣料品店、食料品店、日用品店、飲食店、趣味の店、専門店、アトリエ、画廊等

2 応募資格

本事業の募集対象エリアの空き店舗等を活用し、たく21が指定する日までに、申請しようとする店舗が開業できるものとする（店休日を除く）。

但し、次に掲げるものを除く。

- (1) 既に多久市内で事業をおこなっている者で、2店舗目以降を同業種にて出店しようとする者。
- (2) 既に多久市内に出店している者で、多久市内の空き店舗等に移転して出店しようとする者。
- (3) 法律行為を行う能力を有しない者
- (4) 成年被後見人、被保佐人、若しくは被補助人又は破産者で復権を得ていない者
- (5) 団体の役員等に破産者又は禁錮刑以上の刑に処せられている者がいる者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び代表者等（非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者。）が、それらの利益となる活動を行う者
- (7) 破産法、会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている者
- (8) 応募締切日以前6ヶ月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出した者
- (9) 法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税を滞納している者

3 応募の手続き

(1) 申請書の配布等

○本事業の募集要項等は、平成28年11月15日（火）から平成29年2月15日（水）まで、たく21の窓口で配布します。

○また、多久市まちづくり交流センター「あいぱれっと」のホームページ（http://www.aiparet.com/）からダウンロードすることもできます。

(2) 申請書の提出

①提出書類

本事業の申請をしようとする者は、次の書類を提出してください。

ア 事業（出店）計画書

イ 必要資金の調達計画書

ウ 販売計画書

エ 誓約書

オ 添付書類

（法人の場合）

・会社概要

・定款及び法人登記事項証明書

（個人の場合）

- ・ 経営者の略歴（履歴書）
- ・ 住民票
（共通）
- ・ 過去3年（H27、26、25）分の税務申告書の写し
- ・ 過去3年（H27、26、25）分の市税納税証明書（国保税を含む）や滞納がないことを証明できるもの（多久市外の場合は現住所地市町村のもの）
※住民票、法人登記事項証明書及び市税納税証明書においては、いずれも3ヶ月以内に発行したもの
- ・ 店舗の賃貸借契約書の写し又は仮契約書の写し等（原本を持参のこと）
- ・ 店舗改装工事費の見積書（工事内訳金額がわかるもの）
※ 施工業者は原則多久市内の業者とします。
- ・ 店舗見取図
- ・ 店舗経営に当たって必要となる官公署の許認可、資格等の書類の写し（原本を持参のこと）

②提出先

〒846-0002 佐賀県多久市北多久町大字小侍 1016-2 多久市まちづくり交流センター「あいぱれっと」内
一般社団法人たく21

③提出期間

平成28年11月15日（火）から平成29年2月15日（水）（土日祝祭日を除く。）

（※）第1次締切平成29年1月13日（金）

第2次締切平成29年2月15日（水）

※第1次募集で補助額が上限に達した場合は2次募集を行わない可能性があります。また、2次募集を行う場合は、補助額が変動する場合があります。

④提出方法

○申請書は、上記③の提出期間の午前9時から午後5時までに上記②の提出先までへ持参してください。

○ファックス、郵送、電子メール等の持参でない方法による提出は受け付けられません。

○提出された申請書は、個人情報と認められる部分を除き、公開される場合があります。また、返却はいたしません。

⑤提出部数

○申請書は、A4サイズで、原本1部と写し1部の合計2部とします。

○なお、写しの1部については、選考作業に必要な複写用の原本として使用しますので、綴じないでください。

4 補助事業者（出店者）の選定

（1）選考方法

補助事業者（出店者）の選定は、申請書を審査するとともに、プレゼンテーションによる出店者審査会を行い、その後出店者候補者を決定します。

(2) 選考に当たっての審査基準

別紙1のとおり。

(3) 出店者審査会

出店者審査会は、たく21、多久市商工会、多久市役所、まちづくり協議会、出店者候補者の審査を行います。平成28年度において出店者審査会は1次募集を1月中旬、2次募集を行う際は2月中旬を予定しています。なお、審査会の内容等に関する問い合わせには応じませんので、ご了承ください。

(4) 審査結果

出店者候補者が決定したら、速やかに申請者全員に結果を書面にて通知します。

5 補助金候補者決定後の手続き

(1) 補助金交付申請

①概要

出店候補者は、補助金交付申請書を出店者候補者決定の発表日から10日以内にたく21に提出してください。

※10日以内に申請がない場合は権利を放棄したものと見なし、失格とします。また、その場合次点候補者とします。

②提出書類

ア補助金交付申請書

イ事業（出店）計画書

ウ必要資金の調達計画書

※なお、金融機関から融資を受ける場合は、補助金の交付決定があった日から10日以内に、それを証明する書類を追加提出してください。

エ販売計画書

オその他添付書類

- ・店舗改装工事の見積書（工事内訳金額がわかるもの）
- ・賃貸借契約書の写し（原本を持参すること）
- ・店舗見取図
- ・店舗経営にあたって必要となる官公署の許認可、資格等の書類の写し（原本を持参のこと）
- ・事業内容が分かる資料

(2) 補助金交付決定

候補者から適正な補助金交付申請がなされた場合、審査後、補助事業者（出店者）として補助金交付決定を行い、補助金交付決定通知書を交付します。

(3) 店舗改装工事中の変更

○店舗改装工事中、補助対象経費にかかる工事に変更が必要となる場合は、たく21と協議をしなければなりません。

○工事の変更内容によっては、出店者は補助金交付変更申請書を提出し、補助金交付変更決定通知を受ける必要があります。

(4) 補助事業完了実績報告書

①概要

出店者は補助事業完了実績報告書を店舗改装工事完了の日から10日以内にたく21に提出してください。

②提出書類

ア 補助事業完了実績報告書

イ 店舗改装工事の施工写真（施工前、施工中及び施工後がわかるもの）

ウ 工事請負契約書

エ 工事請負代金の内訳書及び請求書・領収書

オ その他たく21が提出を指示したもの

(5) 検査

①概要

補助事業完了実績報告書提出後、店舗改装工事に係る補助対象経費の検査を出店者、工事請負業者及びたく21の3者立会いで実施し、申請書どおり工事が完了したかどうかの検査を行います。

そのときに、補助金交付申請書との相違が認められたときには、

- ・手直し工事を行う。
- ・再検査を行う。
- ・補助対象経費と認められないときは補助金の額が減額される。

などの事態となり、補助金の額が変更となり、自己負担金額が増額される場合があります。

②営業開始

出店者は、検査に合格した後でなければ営業を開始することはできません。ただし本事業における補助金交付決定等一切の権利を放棄した場合は除きます。

(6) 補助金の額の確定

検査に合格した場合は、たく21は出店者に補助金の額の確定通知書を交付します。

(7) 補助金の請求及び支払い

たく21は補助金の額の確定通知後、出店事業者から請求書の提出を受けます。その後、当該請求書の提出があった日から30日以内に、出店事業者に店舗改装工事に係る代金を支払います。

6 出店後について

(1) 経営状況の報告

出店後1年間、月次決算の報告書を毎月10日までにたく21へ提出していただきます。提出時に報告書をもとに30分程度、店舗運営を順調にするための打合せを行います。

(2) 賑わい創出事業への協力

たく21では、中心市街地の賑わい創出のために、様々なイベントや取組を行っております。そのときには、出店者の協力が必要なときがありますので、ご協力をお願いします。

7 補助金申請から支払いまでの流れ

| 補助金申請 | 補助金支払い |
|------------------|-----------------|
| ①補助金応募申請書提出 | ①改装工事着手 |
| ②申請書審査 | ②改装工事完了※10日以内 |
| ③出店者審査会 | ③補助金実績報告書の提出 |
| ④出店候補者の決定と通知 | ④検査※10日以内 |
| ⑤補助金交付申請 | ⑤営業開始 |
| ⑥補助金交付決定 | ⑥補助金の額の確定※30日以内 |
| ⑦工事請負契約の締結※30日以内 | ⑦補助金の請求 |
| | ⑧補助金の支払い |

8 添付資料

申請書様式（別添1）

9 問い合わせ先

〒846-0002

佐賀県多久市北多久町大字小侍 1016-2 多久市まちづくり交流センター「あいぱれっと」内

一般社団法人たく21（担当者：大嶋、原）

TEL : 0952-20-2203 FAX : 0952-20-2204 E-mail : info@aiparet.com

審査基準表

| 選定項目 | 審査項目 | 配点 |
|------|--------------------------------|----|
| 経営者 | (1)店舗経営に関する必要な知識を有するなど、適性があるか。 | 10 |
| | (2)申請業種に関する知識・技術を有するなど、適性があるか。 | 10 |
| | (3)経営に対する意欲はあるか。また、資質はあるか。 | 10 |
| 店舗 | (1) 事業計画は適切か。 | 20 |
| | (2) 資金計画は現実的であり、適切か。 | 10 |
| | (3) 将来性が見込める店舗か。 | 10 |
| | (4) 顧客の絞込み及び顧客ニーズに対応しているか。 | 10 |
| | (5) 出店場所と申請店舗の関係は適切か。 | 10 |
| | (6) 申請店舗に集客力があるか。 | 10 |
| | 周辺店舗に賑わいを創出させる波及効果があるか。 | |

<出店候補者の条件>

選考委員の合計平均が60点以上

9項目中1項目でも平均5点（10点満点換算）未満がある者は失格。